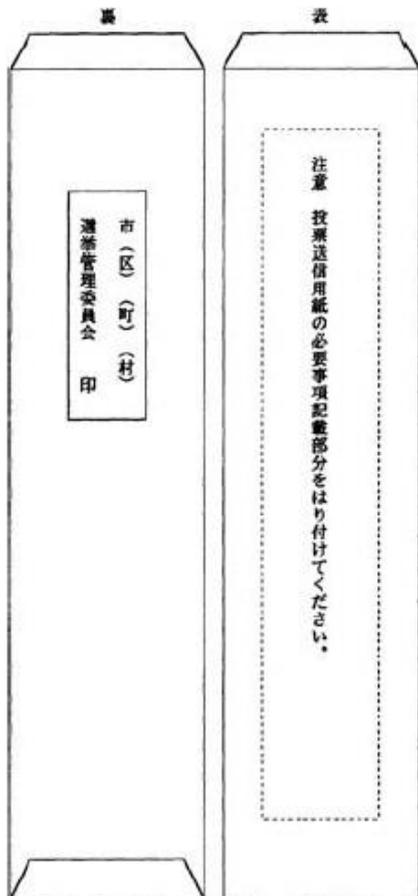


別記第五十号様式(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式)(第四十八条関係)



備考

- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。